

新生活の手続き忘れずに！

進学や就職などで引っ越された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票は、国民健康保険、義務教育の就学などの行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出届に必要なもの

- ① 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ② 印鑑登録証（登録者のみ）
- ③ 国民健康保険被保険者証又は資格確認書（加入者のみ）
- ④ 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書（加入者のみ）
- ⑤ 介護保険被保険者証（加入者のみ）

*届出する人が同じ世帯でない場合は委任状が必要です。

▶問合せ 町民課住民係 ☎ 2 1 1 3



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり神崎町役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身で引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、QRコードよりご確認ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



国民健康保険の切替え及び国民年金の手続きについて

就職や退職による健康保険の切替え及び国民年金の手続き方法は以下のとおりです。

	会社に就職したとき	会社を退職したとき
加入・脱退	国民健康保険からの脱退 ※国民年金は自動喪失します	国民健康保険への加入 国民年金への加入
手続き場所	神崎町役場町民課	神崎町役場町民課
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・社会保険資格取得日がわかる資格確認書やマイナポータル画面等 ・古い保険証または資格確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・社会保険資格喪失日がわかる証明書等 ・マイナンバーカード又は年金手帳

※手続きは原則、14日以内に行ってください。